

組織体制の見直し等に伴う 原子炉施設保安規定の変更について

2022年3月28日

東京電力ホールディングス株式会社

- ・ **組織体制の見直しに伴う保安規定の変更について**

 - (柏崎刈羽, 福島第二原子力発電所)**

 - 資料① 説明資料 P.3

- ・ **社長回答書7項目の審査内容の反映に伴う保安規定の変更について**

 - (柏崎刈羽原子力発電所)**

 - 資料② 説明資料 P.16

- ・ **保安規定の変更に対する設置許可及び廃止措置計画との整合性確認について**

 - (柏崎刈羽, 福島第二原子力発電所)**

 - 資料③ 説明資料 P.18

組織体制の見直しに伴う 保安規定の変更について (柏崎刈羽, 福島第二原子力発電所)

1. 背景及び変更の概要

- 柏崎刈羽原子力発電所における「IDカード不正使用」や「核物質防護設備の機能の一部喪失」の事案において、「核物質防護部門の管理者が現場実態を把握できていなかったこと」、「防護管理グループ、本社主管部、発電所上層部は課題を把握・是正できていなかったこと」等を背後要因として確認。
- 改善措置計画における核物質防護部門強化のため、柏崎刈羽原子力発電所の組織の見直しを行い、新組織を設置するとともに、福島第二原子力発電所においても同様の見直しを行う。
- 核物質防護部門の一部については、保全区域及び周辺監視区域の管理等を担っていることから、保安に関する組織に位置付けられており、本組織見直しに伴い、次の通り保安規定の変更を行う。

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定記載箇所	変更内容
(保安に関する組織) 第4条 (保安に関する職務) 第5条第2項 第5条第3項	<ul style="list-style-type: none"> 所長の直下に「セキュリティ管理部」を新設し記載追加 組織図において、同部を原子力安全センターの上位に記載（これより以降の部・グループの番号が変更） (5) 業務システムグループを「サイバーセキュリティグループ」に変更し、総務部からセキュリティ管理部へ移管 (12) 防護管理グループを「核セキュリティ運営管理グループ」と「核セキュリティ施設運用グループ」に分割し、防災安全部からセキュリティ管理部へ移管 防災安全グループを防災安全部から安全総括部へ統合 防災安全部は廃止
(火災発生時の体制の整備) 第17条第1項	・ 防災安全部長を「安全総括部長」に変更
(重大事故等発生時の体制の整備) 第17条の7第3項	・ 防災安全部長を「安全総括部長」に変更
(大規模損壊発生時の体制の整備) 第17条の8第1項	・ 防災安全部長を「安全総括部長」に変更
(保全区域) 第98条第2項	・ 防護管理GMを「核セキュリティ運営管理GM」に変更
(周辺監視区域) 第99条第2項	・ 防護管理GMを「核セキュリティ運営管理GM」に変更
添付2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準	・ 防災安全部長を「安全総括部長」に変更
添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	・ 防災安全部長を「安全総括部長」に変更

【福島第二原子力発電所】

保安規定記載箇所	変更内容
(保安に関する組織) 第4条 (保安に関する職務) 第5条第2項 第5条第3項	<ul style="list-style-type: none">・ 所長の直下に「セキュリティ管理部」を新設し記載追加・ 組織図において、同部を廃止措置安全センターの上位に記載（これより以降の部・Gの番号が変更）・ (5) 業務システムグループを「サイバーセキュリティグループ」に変更し、総務部からセキュリティ管理部へ移管・ (11) 防護管理グループを「核セキュリティ運営管理グループ」と「核セキュリティ施設運用グループ」に分割し、防災・放射線安全部からセキュリティ管理部へ移管・ 防災安全グループを防災・放射線安全部から安全総括部へ統合・ 防災・放射線安全部は放射線安全部に変更
(保全区域) 第44条第2項	<ul style="list-style-type: none">・ 防護管理GMを「核セキュリティ運営管理GM」に変更
(周辺監視区域) 第45条第2項	<ul style="list-style-type: none">・ 防護管理GMを「核セキュリティ運営管理GM」に変更

2. 新設グループの職務・業務内容

- 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理等を担っているが、分割により、核セキュリティ運営管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理等を、核セキュリティ施設運用グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の設備の運用等を担う。

【現行】

: 保安に関する職務範囲

グループ名	職務	業務内容
防護管理グループ	(保安に関する職務) 第5条第2項	・周辺監視区域及び保全区域の管理
	その他の職務※	<ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティ文化醸成活動等 NRA対応 防護区域等の設定 防護設備等の設置及び管理 巡視及び監視装置による監視等警備 出入管理 <ul style="list-style-type: none"> 信頼性確認・IDカード登録 セキュリティ情報管理

【変更後】

グループ名	職務	業務内容
核セキュリティ運営管理グループ	(保安に関する職務) 第5条第2項	・周辺監視区域及び保全区域の境界の管理
	その他の職務※	<ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティ文化醸成活動等 NRA対応 防護区域等の設定 防護設備等の設置及び管理 <ul style="list-style-type: none"> 信頼性確認・IDカード登録 セキュリティ情報管理
核セキュリティ施設運用グループ	(保安に関する職務) 第5条第2項	・周辺監視区域及び保全区域の境界の設備の運用
	その他の職務※	<ul style="list-style-type: none"> 巡視及び監視装置による監視等警備 出入管理

※：核物質防護に係る詳細な職務内容は、核物質防護規定の中で整理する。

2. 新設グループの職務・業務内容

【現行】

: 保安に関する職務範囲

グループ名	職務	業務内容
業務システムグループ	(保安に関する職務) 第5条第2項	<ul style="list-style-type: none">原子力業務システムの運用管理に関する業務<ul style="list-style-type: none">制御・記録系システムのサイバーセキュリティ管理(一般サイバーセキュリティ)サイバーセキュリティインシデント発生時の対応
	その他の職務	<ul style="list-style-type: none">サイバーセキュリティの総括に関する業務<ul style="list-style-type: none">核物質防護システムのサイバーセキュリティ管理サイバーセキュリティインシデント発生時の対応業務システム支援<ul style="list-style-type: none">パソコン・プリンタ管理業務システム支援ユーザー問い合わせ対応

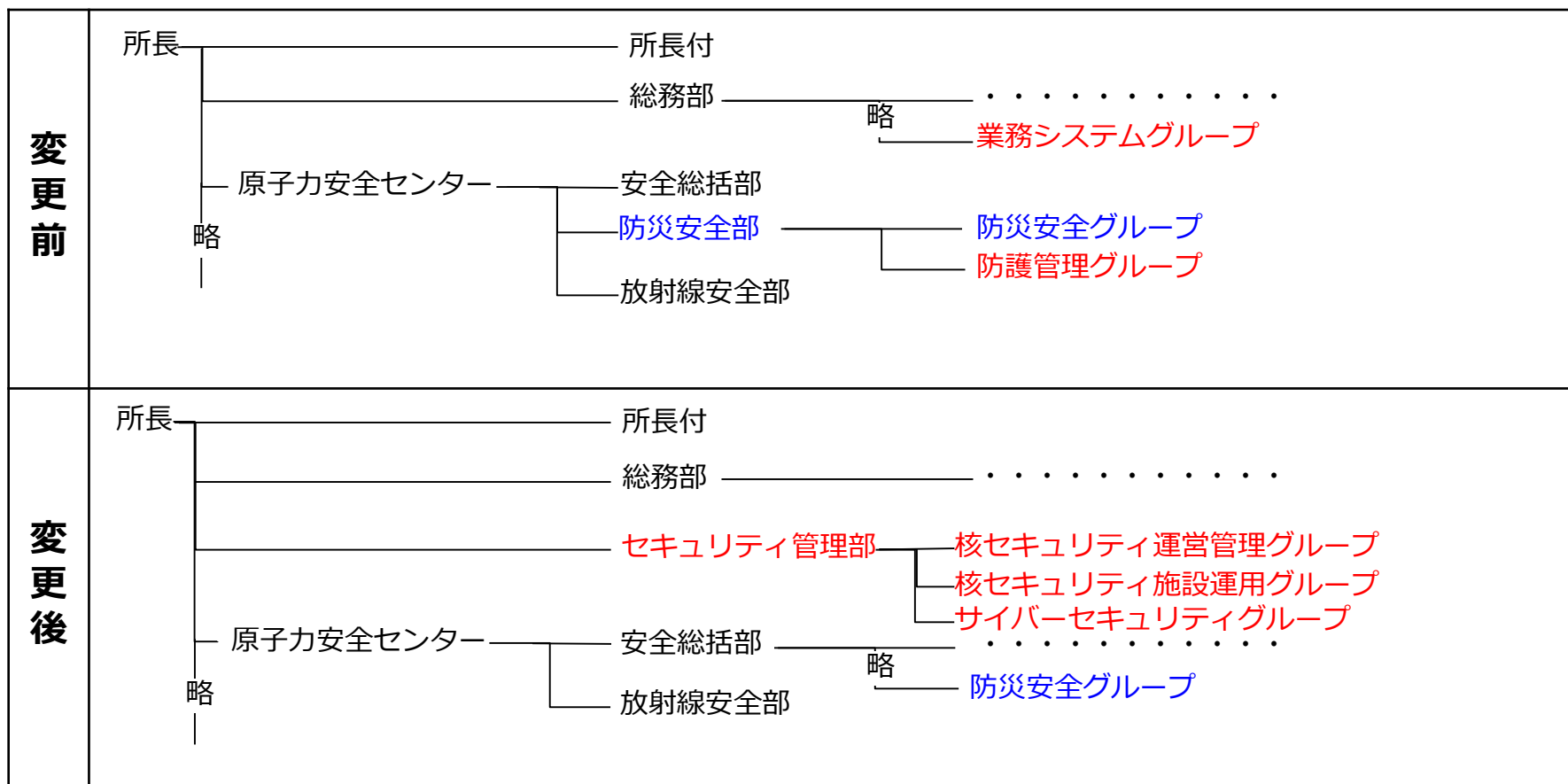
【変更後】

グループ名	職務	業務内容
サイバーセキュリティグループ	(保安に関する職務) 第5条第2項	<ul style="list-style-type: none">サイバーセキュリティの総括に関する業務<ul style="list-style-type: none">制御・記録系システムのサイバーセキュリティ管理(一般サイバーセキュリティ)サイバーセキュリティインシデント発生時の対応
	その他の職務	<ul style="list-style-type: none">サイバーセキュリティの総括に関する業務<ul style="list-style-type: none">核物質防護システムのサイバーセキュリティ管理サイバーセキュリティインシデント発生時の対応

業務システム支援は、保安に関する職務ではないため、保安規定には記載しない。(社内規程にて定義する)

3. 変更内容（1）～第4条組織図～【柏崎刈羽】

- 所長直下に**セキュリティ管理部**を新設，**防災安全部**は廃止し，安全総括部に**防災安全グループ**を統合。
- 業務システムグループは**サイバーセキュリティグループ**へ改称
- 防護管理グループを分割し，周辺監視区域及び保全区域の境界の管理を行う**核セキュリティ運営管理グループ**と，周辺監視区域及び保全区域の境界の設備の運用（防護本部及び委託警備管理）を行う**核セキュリティ施設運用グループ**を新設
- 防護2グループ（**核セキュリティ運営管理グループ**と**核セキュリティ施設運用グループ**）と**サイバーセキュリティグループ**を**セキュリティ管理部**に配置



3. 変更内容（2）～第5条～【柏崎刈羽】

- ・ 防護管理グループを核セキュリティ運営管理グループ及び核セキュリティ施設運用グループに変更
- ・ 業務システムグループをサイバーセキュリティグループに変更
- ・ 組織図変更に伴い、第5条第2項の各職務の号数を変更
- ・ 防災安全部の廃止による第5条第3項の記載削除及びその他の防災安全部長を安全総括部長に変更
- ・ 核物質防護に係る詳細業務分掌は、核物質防護規定の中で整理

変更前	変更後
<p>第5条第2項 (3) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p><u>(5) 業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(6) 安全総括グループは、・・・を行う。</u></p> <p>～ <u>(11) 防災安全グループは・・・行う。</u></p> <p><u>(12) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</u></p>	<p>第5条第2項 (3) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p><u>(5) 核セキュリティ運営管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(6) 核セキュリティ施設運用グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の設備の運用に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7) サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(8) 安全総括グループは、・・・を行う。</u></p> <p>～ <u>(13) 防災安全グループは・・・行う。</u></p>
<p>第5条第3項 (2) 原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部、<u>防災安全部</u>及び放射線安全部の業務を統括管理する。</p>	<p>第5条第3項 (2) 原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部及び放射線安全部の業務を統括管理する。</p>

変更前	変更後
<p>第17条（火災発生時の体制の整備） 〔7号炉〕 防災安全GMは、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、・・・</p>	<p>第17条（火災発生時の体制の整備） 〔7号炉〕 防災安全GMは、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、・・・</p>
<p>第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備） 〔7号炉〕 3. 防災安全GMは、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、・・・</p>	<p>第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備） 〔7号炉〕 3. 防災安全GMは、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、・・・</p>
<p>第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備） 〔7号炉〕 防災安全GMは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、・・・</p>	<p>第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備） 〔7号炉〕 防災安全GMは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、・・・</p>

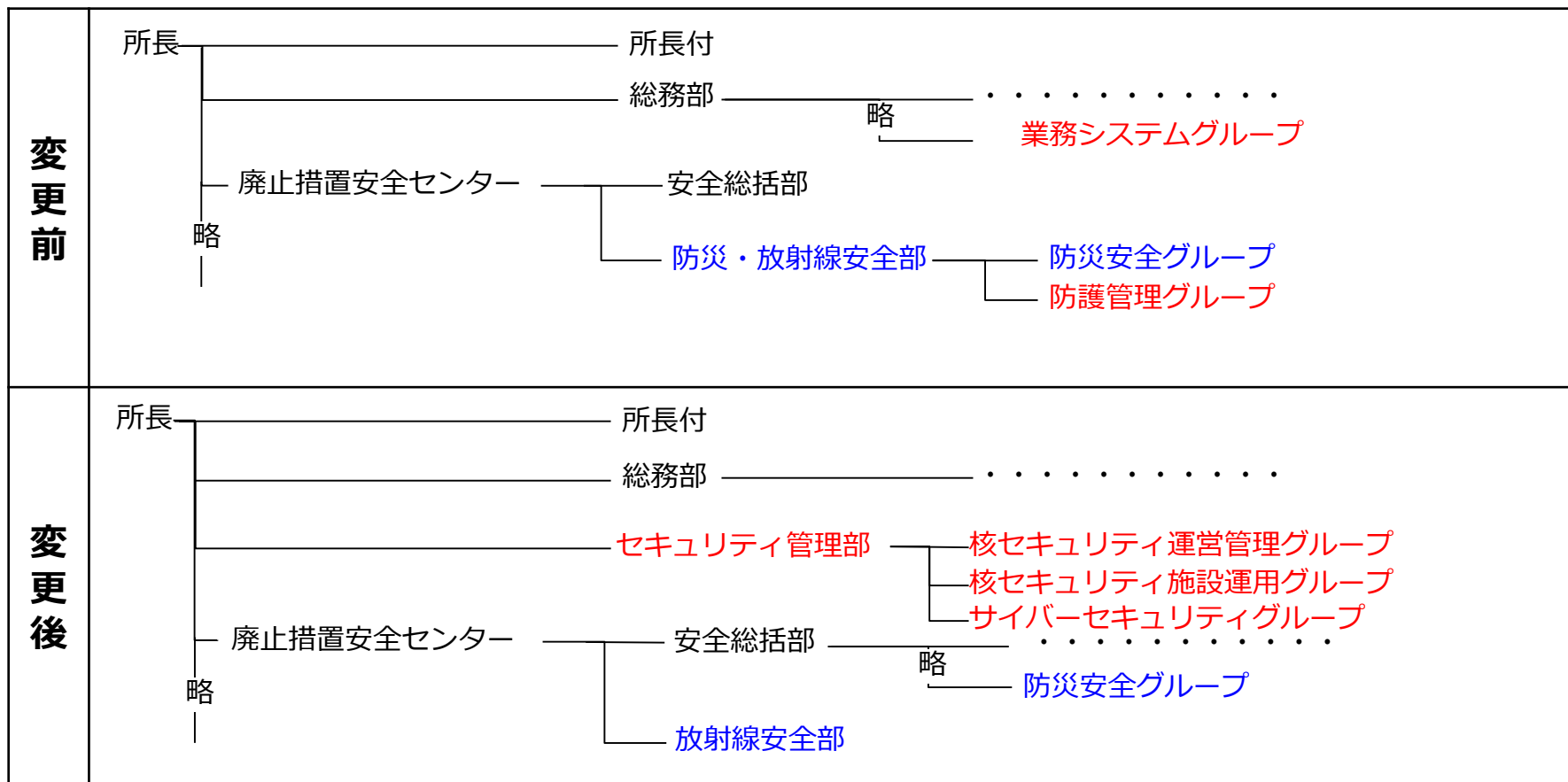
3. 変更内容（４）～第９８条，第９９条，附則～【柏崎刈羽】

変 更 前	変 更 後
<p>第 9 8 条（保全区域）</p> <p>2. 防護管理GMは，保全区域を標識等により区別する他，必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p> <p>第 9 9 条（周辺監視区域）</p> <p>2. 防護管理GMは，第 1 項の周辺監視区域境界に，柵を設ける又は標識を掲げることにより，業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし，当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は，この限りでない。</p>	<p>第 9 8 条（保全区域）</p> <p>2. 核セキュリティ運営管理GMは，保全区域を標識等により区別する他，必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p> <p>第 9 9 条（周辺監視区域）</p> <p>2. 核セキュリティ運営管理GMは，第 1 項の周辺監視区域境界に，柵を設ける又は標識を掲げることにより，業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし，当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は，この限りでない。</p>
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附則（令和 年 月 日 原規規発第 号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 1 条</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規定は，本保安規定変更認可申請書について，原子力規制委員会の認可を受けた日又は令和3年12月24日付原管発官R3第190号をもって認可申請した柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定変更認可申請書について，原子力規制委員会の認可を受けた日のいずれか遅い日より起算し，30日以内に施行する。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>添付2（火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準）</p> <p>1. 火災 防災安全GMは，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し，防災安全部長の承認を得る。また，・・・</p> <p>添付3（重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準）</p> <p>1. 重大事故等対策 (3) 防災安全GMは，(1)の方針に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1. 1項及び1. 2項を含む計画を策定し，防災安全部長の承認を得る。また，・・・</p>	<p>添付2（火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準）</p> <p>1. 火災 防災安全GMは，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し，安全総括部長の承認を得る。また，・・・</p> <p>添付3（重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準）</p> <p>1. 重大事故等対策 (3) 防災安全GMは，(1)の方針に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1. 1項及び1. 2項を含む計画を策定し，安全総括部長の承認を得る。また，・・・</p>

4. 変更内容（1）～第4条組織図～【福島第二】

- 所長直下に**セキュリティ管理部**を新設, **防災安全グループ**を**防災・放射線安全部**から安全総括部へ統合, **防災・放射線安全部**は**放射線安全部**に改称
- 業務システムグループは**サイバーセキュリティグループ**へ改称
- 防護管理グループを分割し, 周辺監視区域及び保全区域の境界の管理を行う**核セキュリティ運営管理グループ**と, 周辺監視区域及び保全区域の境界の設備の運用(防護本部及び委託警備管理)を行う**核セキュリティ施設運用グループ**を新設
- 防護2グループ(**核セキュリティ運営管理グループ**と**核セキュリティ施設運用グループ**)と**サイバーセキュリティグループ**を**セキュリティ管理部**に配置



4. 変更内容（2）～第5条～【福島第二】

- ・ 防護管理グループを核セキュリティ運営管理グループ及び核セキュリティ施設運用グループに変更
- ・ 業務システムグループをサイバーセキュリティグループに変更
- ・ 組織図変更に伴い、第5条第2項の各職務の号数を変更
- ・ セキュリティ管理部の新設及び防災安全グループを防災・放射線安全部から安全総括部へ統合することに伴い、防災・放射線安全部を放射線安全部に変更
- ・ 核物質防護に係る詳細業務分掌は、核物質防護規定の中で整理

変 更 前	変 更 後
<p>第5条第2項 …… (5) 業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。 (6) 安全総括グループは、……を行う。 ～(10) 防災安全グループは……行う。 (11) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</p>	<p>第5条第2項 …… <u>(5) 核セキュリティ運営管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理に関する業務を行う。</u> <u>(6) 核セキュリティ施設運用グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の設備の運用に関する業務を行う。</u> <u>(7) サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。</u> <u>(8) 安全総括グループは、……を行う。</u> ～(12) 防災安全グループは……行う。</p>
<p>第5条第3項 (2) 廃止措置安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部及び防災・放射線安全部の業務を統括管理する。</p>	<p>第5条第3項 (2) 廃止措置安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部及び放射線安全部の業務を統括管理する。</p>

変更前	変更後
<p>第44条（保全区域）</p> <p>2. <u>防護管理GM</u>は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p> <p>第45条（周辺監視区域）</p> <p>2. <u>防護管理GM</u>は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らか場合は、この限りでない。</p>	<p>第44条（保全区域）</p> <p>2. <u>核セキュリティ運営管理GM</u>は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p> <p>第45条（周辺監視区域）</p> <p>2. <u>核セキュリティ運営管理GM</u>は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らか場合は、この限りでない。</p>
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>附則（<u>令和3年4月28日原規規発第2104287号</u>） （施行期日）</p> <p>第1条 この規定は、<u>令和3年5月24日から</u>施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>附則（<u>令和 年 月 日 原規規発第 号</u>） （施行期日）</p> <p>第1条 この規定は、<u>本保安規定変更認可申請書について、原子力規制委員会の認可を受けた日又は令和4年1月14日付原管発官R3第202号をもって認可申請した福島第二原子力発電所核物質防護規定変更認可申請書について、原子力規制委員会の認可を受けた日のいずれか遅い日より起算し、30日以内に</u>施行する。</p>

社長回答書 7 項目の審査内容の反映に伴う 保安規定の変更について (柏崎刈羽原子力発電所)

1. 背景及び変更内容

- 福島第二，東通の保安規定へ社長回答書7項目の反映を行った際，第934回原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合（R3.1.14）において，以下のご指摘をいただいた。
 - “福島原子力事故”という記載は，福島という地名と事故を結びつける可能性があり，実際は施設で事故が起こったことに対し，場所の事故であるという印象を与えるため，“福島第一原子力発電所事故”に記載を見直すこと。
 - 柏崎刈羽の保安規定においては，認可済みであることから，今後の保安規定を変更する際に同じように記載を見直すこと。
- そのため，今回の組織見直しに合わせ，以下の通り記載の見直しを行う。

変更前	変更後
<p>(基本方針) 第2条 当社は，7項目の回答等※で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては，「原子力事業者としての基本姿勢」（以下「基本姿勢」という。）を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>【原子力事業者としての基本姿勢】 社長は，福島原子力事故を起こした当事者のトップとして，二度と事故を起こさないと固く誓い，福島第一原子力発電所の廃炉はもとより，福島の復興及び賠償をやり遂げる。</p> <p>社長の責任のもと，当社は，福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。</p> <p>その実現にあたっては，地元の要請に真摯に向き合い，決して独りよがりにはならず，地元と対話を重ね，主体性を持って責任を果たしていく。</p>	<p>(基本方針) 第2条 当社は，7項目の回答等※で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては，「原子力事業者としての基本姿勢」（以下「基本姿勢」という。）を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>【原子力事業者としての基本姿勢】 社長は，福島第一原子力発電所事故を起こした当事者のトップとして，二度と事故を起こさないと固く誓い，福島第一原子力発電所の廃炉はもとより，福島の復興及び賠償をやり遂げる。</p> <p>社長の責任のもと，当社は，福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。</p> <p>その実現にあたっては，地元の要請に真摯に向き合い，決して独りよがりにはならず，地元と対話を重ね，主体性を持って責任を果たしていく。</p>

保安規定の変更に対する設置許可及び 廃止措置計画との整合性確認について (柏崎刈羽，福島第二原子力発電所)

1. 保安規定変更に対する設置許可記載有無等整理

【柏崎刈羽原子力発電所】

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第1章 総則			
第2条 基本方針	○ (本文十一号)	○※	保安規定に係る基本方針であり、基本方針に関する内容は、本文十一号に記載されるため、保安規定記載はこれに整合している。
第3章 体制及び評価			
第1節 保安管理体制			
第4条 保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	○	本文十一号(5.5責任、権限及びコミュニケーション)、添付書類五において、組織の責任と権限を明確化する旨及び組織は保安規定等で定められた業務所掌に基づき業務を適格に実施する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 なお、添付書類五、添付書類八(11.2保安管理体制)に記載の組織は、設置許可変更当時のものであるが、保安規定記載は組織の責任と権限、業務所掌等を明確にした上で、現組織に合わせて変更していることから整合性は図れている。
第5条 保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五)	○	本文十一号(5.5責任、権限及びコミュニケーション)、添付書類五において、組織の責任と権限を明確化する旨及び組織は保安規定等で定められた業務所掌に基づき業務を適格に実施する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 なお、添付書類五に記載の組織は、設置許可変更当時のものであるが、保安規定記載は組織の責任と権限、業務所掌等を明確にした上で、現組織に合わせて変更していることから整合性は図れている。
第4章 運転管理			
第1節 通則			
第17条 火災発生時の体制の整備	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	本文五号、添付書類八(1.6火災防護に関する基本方針)に計画を遂行するために必要な事項及び火災発生時に必要な手順等を火災防護計画に定める旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。

※用語の適正化及び組織体制の見直しに伴う主語の置き換えのみの変更

1. 保安規定変更に対する設置許可記載有無等整理

【柏崎刈羽原子力発電所】

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り -:無し)	設置許可との整合性
第4章 運転管理			
第1節 通則			
第17条の7 重大事故等発生時の体制の整備	○ (本文十号) (添付書類十)	○※	本文十号, 添付書類十 (5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力) に重大事故等又は大規模損壊に対処し得る体制においても技術的能力を維持管理していくために必要な事項を保安規定等において規定する旨記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。
第17条の8 大規模損壊発生時の体制の整備	○ (本文十号) (添付書類十)	○※	本文十号, 添付書類十 (5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力) に重大事故等又は大規模損壊に対処し得る体制においても技術的能力を維持管理していくために必要な事項を保安規定等において規定する旨記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。
第7章 放射線管理			
第98条 保全区域	○ (添付書類九)	○※	添付書類九 (1.2具体的方法, 2.1管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定, 2.3保全区域内の管理) に保全区域に対して立入制限等を行う旨記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。
第99条 周辺監視区域	○ (本文九号) (添付書類九)	○※	本文九号, 添付書類九 (1.2具体的方法, 2.1管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定, 2.4周辺監視区域内の管理) に周辺監視区域に対して立入制限等を行う旨記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。

※用語の適正化及び組織体制の見直しに伴う主語の置き換えのみの変更

【柏崎刈羽原子力発電所】

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
添付			
添付2 火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	本文五号，添付書類八（1.6 火災防護に関する基本方針）に計画を遂行するために必要な事項及び火災発生時に必要な手順等を火災防護計画に定める旨記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	○ (本文十号) (添付書類十)	○※	本文十号，添付書類十（5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力）に重大事故等又は大規模損壊に対処し得る体制においても技術的能力を維持管理していくために必要な事項を保安規定等において規定する旨記載があり，保安規定記載はこれに整合している。

※用語の適正化及び組織体制の見直しに伴う主語の置き換えのみの変更

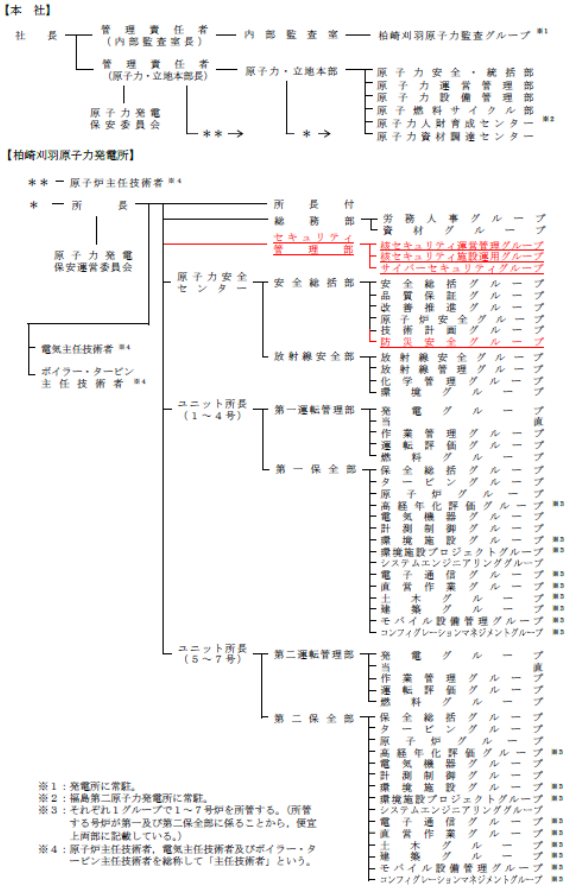
2. 保安規定変更に対する設置許可との整合性確認

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第1章 総則</p> <p>（中略）</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条 当社は、7項目の回答等*で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、「原子力事業者としての基本姿勢」（以下「基本姿勢」という。）を定める。</p> <p>（中略）</p> <p>【原子力事業者としての基本姿勢】 社長は、福島第一原子力発電所事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島の復興及び賠償をやり遂げる。 社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。 その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。</p> <p>（省略）</p>	<p>[本文]</p> <p>十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（中略）</p> <p>1. 目的 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「品質管理に関する事項」という。）は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 品質管理に関する事項は、柏崎刈羽原子力発電所の保安活動に適用する。 （略）</p>	<p>・保安規定に係る基本方針であり、基本方針に関する内容は、本文十一号に記載されるため、保安規定記載はこれに整合している。</p>

2. 保安規定変更に対する設置許可との整合性確認

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第3章 体制及び評価 (保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 図4</p>  <p>【本社】</p> <p>社長 (内部監査部長) 柏崎刈羽原子力監査グループ^{※1}</p> <p>管理責任者 (原子力・立地本部長) 原子力安全・統括部 原子力設備管理部 原子力燃料サイクル部 原子力人材育成センター 原子力発電保安委員会</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所】</p> <p>※1 - 原子炉主任技術者^{※4}</p> <p>※ - 所長</p> <p>原子力発電保安委員会</p> <p>電気主任技術者^{※4} ボイラー・タービン主任技術者^{※4}</p> <p>所長付 総務グループ セキュリティ管理班 原子力安全センター 放射線安全部 ユニット所長 (1~4号) ユニット所長 (5~7号)</p> <p>労働人事グループ 資材グループ 保安統括グループ 放射線安全部 第一運転管理部 第一保全部 第二運転管理部 第二保全部</p> <p>安全統括部 放射線安全部 第一運転管理部 第一保全部 第二運転管理部 第二保全部</p> <p>原子力安全・統括部 放射線安全部 第一運転管理部 第一保全部 第二運転管理部 第二保全部</p> <p>保安統括グループ 放射線安全管理グループ 発電グループ 作業管理グループ 運転管理グループ 保安統括グループ 原子力設備管理部 原子力燃料サイクル部 原子力人材育成センター コンフィデーションマネジメントグループ</p> <p>※1: 発電所に常駐。 ※2: 福島第二原子力発電所に常駐。 ※3: それぞれ1グループで1~7号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係ることから、便宜上両部に記載している。) ※4: 原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p>	<p>[本文]</p> <p>十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (中略)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 (2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。 (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにする。 (4) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。 c) 個別業務の実施状況に関する評価を行う。 d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。 e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。 b) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。 c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。 d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。 e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。(略)</p>	<p>・本文十一号（5.5責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

2. 保安規定変更に対する設置許可との整合性確認

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第3章 体制及び評価</p>	<p>[添付書類五]</p> <p>1. 組織 本変更に係る設計及び運転等は第1 図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43 条の3 の24 第1 項の規定に基づく柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで柏崎刈羽原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。 （略）</p> <p>[添付書類八]</p> <p>11.2 保安管理体制 原子力発電の安全確保に係る基本的事項について審議するため、本社組織として原子力発電保安委員会を設ける。 発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、総務部、原子力安全センター所長、安全総括部、防災安全部、放射線安全部、ユニット所長、運転管理部、保全部をもって構成する。 さらに、発電所における発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける。 （略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類五における「組織は、保安規定等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで柏崎刈羽原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する」の記載と保安規定記載は整合している。なお、添付書類五に記載の組織は、設置許可変更当時のものであるが、保安規定記載は組織の責任と権限、業務所掌等を明確にした上で、現組織に合わせて変更していることから整合性は図れている。 添付書類八（11.2保安管理体制）に記載の組織は、設置許可変更当時のものであるが、保安規定記載は組織の責任と権限、業務所掌等を明確にした上で、現組織に合わせて変更していることから整合性は図れている。

2. 保安規定変更に対する設置許可との整合性確認

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第3章 体制及び評価 （保安に関する職務） 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 （中略）</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 （1）所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。 （2）所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。 （3）労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。 （4）資材グループは、調達に関する業務を行う。 <u>（5）核セキュリティ運営管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理に関する業務を行う。</u> <u>（6）核セキュリティ施設運用グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の設備の運用に関する業務を行う。</u> <u>（7）サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。</u> （8）安全総括グループは、事業者検査の総括に関する業務を行う。 （9）品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。 <u>（10）改善推進グループは、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用に関する業務を行う。</u> <u>（1.1）原子炉安全グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</u> <u>（1.2）技術計画グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</u> <u>（1.3）防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</u> <u>（1.4）放射線安全グループは、放射線管理（放射線管理グループ、化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射能測定に関する業務を行う。</u> <u>（1.5）放射線管理グループは、発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長及びグループマネージャー相当の職位を含む。）が行う放射線管理の支援・指導・助言及び管理区域の維持・管理に関する業務を行う。</u> <u>（1.6）化学管理グループは、化学管理及び放射性気体・液体廃棄物の管理並びに有毒ガス防護の発電所敷地内確認の手順整備に関する業務を行う。</u> <u>（1.7）環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</u> <u>（1.8）発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。</u> <u>（1.9）当直は、原子炉施設の運転に関する業務（作業管理グループ所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。</u></p>	<p>[本文] 十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（中略） 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる責任及び権限を与える。 （1）プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 （2）品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。 （3）健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにする。 （4）関係法令を遵守する。 5.5.3 管理者 （1）社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。 c) 個別業務の実施状況に関する評価を行う。 d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。 e) 関係法令を遵守する。 （2）管理者は、（1）の責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。 b) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。 c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。 d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。 e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。 （3）管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。 5.5.4 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。（略）</p>	<p>・本文十一号（5.5責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

2. 保安規定変更に対する設置許可との整合性確認

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第3章 体制及び評価</p> <p>(2.0) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保全作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(2.1) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(2.2) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(2.3) 保全総括グループは、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(2.4) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(2.5) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(2.6) 高経年化評価グループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る施設管理並びに原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(2.7) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(2.8) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(2.9) 環境施設グループは、廃棄物処理設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(3.0) 環境施設プロジェクトグループは、廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(3.1) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(3.2) 電子通信グループは、電子通信設備の運用・施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(3.3) 直営作業グループは、原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う。</p> <p>(3.4) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(3.5) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(3.6) モバイル設備管理グループは、可搬型重大事故等対処設備等に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(3.7) コンフィグレーションマネジメントグループは、発電所における設計管理及び構成管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(3.8) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p>	<p>[添付書類五]</p> <p>1. 組織</p> <p>本変更に係る設計及び運転等は第1 図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43 条の3の24 第1 項の規定に基づく柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで柏崎刈羽原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>・添付書類五における「組織は、保安規定等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで柏崎刈羽原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する」の記載と保安規定記載は整合している。なお、添付書類五に記載の組織は、設置許可変更当時のものであるが、保安規定記載は組織の責任と権限、業務所掌等を明確にした上で、現組織に合わせて変更していることから整合性は図れている。</p>

2. 保安規定変更に対する設置許可との整合性確認

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第3章 体制及び評価</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（原子力人財育成センター所長及び原子力資材調達センター所長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部及び放射線安全部の業務を統括管理する。</p> <p>(省略)</p>		

2. 保安規定変更に対する設置許可との整合性確認

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第4章 運転管理</p> <p>(中略)</p> <p>(火災発生時の体制の整備) 第17条</p> <p>(中略)</p> <p>〔7号炉〕 防災安全GMは、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{*1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p>	<p>[本文]</p> <p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 (中略)</p> <p>(3) その他の主要な構造 (中略)</p> <p>(c-1) 基本事項 (中略)</p> <p>(c-1-3) 火災防護計画 発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器については、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。重大事故等対処施設については、火災の発生防止、並びに火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。その他の発電用原子炉施設については、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>外部火災については、安全施設を外部火災から防護するための運用等について定める。 (略)</p> <p>[添付書類八]</p> <p>1.安全設計 (中略)</p> <p>1.6 火災防護に関する基本方針</p> <p>1.6.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針</p> <p>1.6.1.1 基本事項 (中略)</p> <p>(6) 火災防護計画 発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災から防護すべき安全機能を有する構築物、系統及び機器、火災発生防止のための活動、火災防護設備の保守点検及び火災情報の共有、火災防護を適切に実施するための対策並びに火災発生時の対応といった火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器については、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。重大事故等対処施設については、火災の発生防止、並びに火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。その他の発電用原子炉施設については、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>外部火災については、安全施設を外部火災から防護するための運用等について定める。 (略)</p>	<p>・本文五号において、計画を遂行するために必要な事項及び火災発生時に必要な手順等を火災防護計画に定める旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類八（1.6 火災防護に関する基本方針）において、計画を遂行するために必要な事項及び火災発生時に必要な手順等を火災防護計画に定める旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

2. 保安規定変更に対する設置許可との整合性確認

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第4章 運転管理</p> <p>(中略)</p> <p>(重大事故等発生時の体制の整備) 第17条の7 〔7号炉〕 社長は、重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。 2. 原子力運営管理部長は、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。 3. 防災安全GMは、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(中略)</p> <p>(大規模損壊発生時の体制の整備) 第17条の8 〔7号炉〕 防災安全GMは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(省略)</p>	<p>〔本文〕</p> <p>十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>(中略)</p> <p>「(i)重大事故等対策」について手順を整備し、重大事故等の対応を実施する。「(ii)大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の「a. 可搬型設備等による対応」は「(i)重大事故等対策」の対応手順をもとに、大規模な損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合も対応を実施する。また、様々な状況においても、事象進展の抑制及び緩和を行うための手順を整備し、大規模な損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合の対応を実施する。</p> <p>また、重大事故等又は大規模損壊に対処し得る体制においても技術的能力を維持管理していくために必要な事項を、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく原子炉施設保安規定等において規定する。</p> <p>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置については、技術的能力の審査基準で規定する内容に加え、設置許可基準規則に基づいて整備する設備の運用手順等についても考慮した第10-1表に示す「重大事故等対策における手順書の概要」を含めて手順書等を適切に整備する。</p> <p>(略)</p> <p>〔添付書類十〕</p> <p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>(中略)</p> <p>「5.1 重大事故等対策」について手順を整備し、重大事故等の対応を実施する。「5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の「5.2.1 可搬型設備等による対応」は「5.1 重大事故等対策」の対応手順をもとに、大規模な損壊が発生するおそれのある場合又は発生した場合も対応を実施する。また、様々な状況においても、事象進展の抑制及び緩和を行うための手順を整備し、大規模な損壊が発生するおそれのある場合又は発生した場合の対応を実施する。</p> <p>また、重大事故等又は大規模損壊に対処し得る体制においても技術的能力を維持管理していくために必要な事項を、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく原子炉施設保安規定等において規定する。</p> <p>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置については、技術的能力の審査基準で規定する内容に加え、設置許可基準規則に基づいて整備する設備の運用手順等についても考慮した第5.1-1表に示す「重大事故等対策における手順書の概要」を含めて手順書等を適切に整備する。</p> <p>(略)</p>	<p>・本文十号における「重大事故等又は大規模損壊に対処し得る体制においても技術的能力を維持管理していくために必要な事項を保安規定等において規定する」の記載と保安規定記載は整合している。</p> <p>・添付書類十（5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力）における「重大事故等又は大規模損壊に対処し得る体制においても技術的能力を維持管理していくために必要な事項を保安規定等において規定する」の記載と保安規定記載は整合している。</p>

2. 保安規定変更に対する設置許可との整合性確認

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第7章 放射線管理</p> <p>(中略)</p> <p>(保全区域)</p> <p>第98条 保全区域は、添付5に示す区域とする。</p> <p>2. 核セキュリティ運営管理GMは、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p>	<p>[添付書類九]</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針 (中略)</p> <p>1.2 具体的方法 (中略)</p> <p>(5) 原子炉施設の保全のために、管理区域以外の場所であって特に管理を必要とする区域を保全区域に設定して、立入りの制限、物品の持ち出しの制限等を行う。 (中略)</p> <p>2. 発電所の放射線管理</p> <p>2.1 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定 (中略)</p> <p>2.1.2 保全区域 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(以下「実用炉規則」という。)(第2条)の規定に基づき、原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする区域であって管理区域以外の区域を保全区域とする。 (中略)</p> <p>2.3 保全区域内の管理 保全区域は、「実用炉規則」(第78条)の規定に基づき、標識を設ける等の方法によって明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持ち出し制限等の措置を講ずる。 (略)</p>	<p>・添付書類九(1.2具体的方法、2.1管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定、2.3保全区域内の管理)において、保全区域に対して立入制限等を行う旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

2. 保安規定変更に対する設置許可との整合性確認

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第7章 放射線管理</p> <p>（周辺監視区域） 第99条 周辺監視区域は、図99に示す区域とする。 2. 核セキュリティ運営管理GMは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかの場合、この限りでない。</p> <p>（省略）</p>	<p>[本文]</p> <p>九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 （中略） (1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法 （中略） (iv)管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、立入りを制限する。 （中略） (2) 管理区域及び周辺監視区域の設定 （中略） (ii)周辺監視区域 外部放射線に係る線量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度が、「線量限度等を定める告示」に定められた値を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。 （中略） (4) 周辺監視区域内の管理 周辺監視区域については、「実用炉規則」に基づき、人の居住を禁止し、境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。 （略）</p> <p>[添付書類九]</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針 （中略） 1.2 具体的方法 （中略） (4) 管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、この区域内では人の居住を禁止し、境界に柵又は標識を設ける等の方法によって人の立入りを制限する。 （中略） 2. 発電所の放射線管理 2.1 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定 （中略） 2.1.3 周辺監視区域 外部放射線に係る線量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度が、「線量限度等を定める告示」（第3条及び第9条）に定められた値を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。周辺監視区域の境界は、実際には管理上の便宜も考慮して第2.2-1図に示すように設定する。 （中略） 2.4 周辺監視区域内の管理 「実用炉規則」（第78条）の規定に基づき、周辺監視区域は人の居住を禁止し、境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。 （略）</p>	<p>・本文九号において、周辺監視区域に対して立入制限等を行う旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付資料九（1.2具体的方法、2.1管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定、2.4周辺監視区域内の管理）において、周辺監視区域に対して立入制限等を行う旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

2. 保安規定変更に対する設置許可との整合性確認

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>添付</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準 （第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4及び第17条の5関連）</p> <p>火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 防災安全GMは、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、各GMは、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>（省略）</p>	<p>〔本文〕</p> <p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 （中略）</p> <p>(3) その他の主要な構造 （中略）</p> <p>(c-1) 基本事項 （中略）</p> <p>(c-1-3) 火災防護計画 発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器については、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。重大事故等対処施設については、火災の発生防止、並びに火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。その他の発電用原子炉施設については、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>外部火災については、安全施設を外部火災から防護するための運用等について定める。 （略）</p> <p>〔添付書類八〕</p> <p>1. 安全設計 （中略）</p> <p>1.6 火災防護に関する基本方針</p> <p>1.6.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針</p> <p>1.6.1.1 基本事項 （中略）</p> <p>(6) 火災防護計画 発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災から防護すべき安全機能を有する構築物、系統及び機器、火災発生防止のための活動、火災防護設備の保守点検及び火災情報の共有、火災防護を適切に実施するための対策並びに火災発生時の対応といった火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器については、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。重大事故等対処施設については、火災の発生防止、並びに火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。その他の発電用原子炉施設については、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>外部火災については、安全施設を外部火災から防護するための運用等について定める。 （略）</p>	<p>・本文五号において、計画を遂行するために必要な事項及び火災発生時に必要な手順等を火災防護計画に定める旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類八（1.6 火災防護に関する基本方針）において、計画を遂行するために必要な事項及び火災発生時に必要な手順等を火災防護計画に定める旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

2. 保安規定変更に対する設置許可との整合性確認

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>添付 3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 （第 17 条の 7 及び第 17 条の 8 関連）</p> <p>（中略）</p> <p>（3）防災安全GMは、（1）の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 1. 1 項及び 1. 2 項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>（省略）</p>	<p>〔本文〕</p> <p>十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>（中略）</p> <p>（1）重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>（中略）</p> <p>「(i)重大事故等対策」について手順を整備し、重大事故等の対応を実施する。「(ii)大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の「a. 可搬型設備等による対応」は「(i)重大事故等対策」の対応手順をもとに、大規模な損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合も対応を実施する。また、様々な状況においても、事象進展の抑制及び緩和を行うための手順を整備し、大規模な損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合の対応を実施する。</p> <p>また、重大事故等又は大規模損壊に対処し得る体制においても技術的能力を維持管理していくために必要な事項を、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく原子炉施設保安規定等において規定する。</p> <p>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置については、技術的能力の審査基準で規定する内容に加え、設置許可基準規則に基づいて整備する設備の運用手順等についても考慮した第 10-1 表に示す「重大事故等対策における手順書の概要」を含めて手順書等を適切に整備する。</p> <p>（略）</p> <p>〔添付書類十〕</p> <p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>（中略）</p> <p>「5.1 重大事故等対策」について手順を整備し、重大事故等の対応を実施する。「5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の「5.2.1 可搬型設備等による対応」は「5.1 重大事故等対策」の対応手順をもとに、大規模な損壊が発生するおそれのある場合又は発生した場合も対応を実施する。また、様々な状況においても、事象進展の抑制及び緩和を行うための手順を整備し、大規模な損壊が発生するおそれのある場合又は発生した場合の対応を実施する。</p> <p>また、重大事故等又は大規模損壊に対処し得る体制においても技術的能力を維持管理していくために必要な事項を、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく原子炉施設保安規定等において規定する。</p> <p>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置については、技術的能力の審査基準で規定する内容に加え、設置許可基準規則に基づいて整備する設備の運用手順等についても考慮した第 5.1-1 表に示す「重大事故等対策における手順書の概要」を含めて手順書等を適切に整備する。</p> <p>（略）</p>	<p>・本文十号における「重大事故等又は大規模損壊に対処し得る体制においても技術的能力を維持管理していくために必要な事項を保安規定等において規定する」の記載と保安規定記載は整合している。</p> <p>・添付書類十（5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力）における「重大事故等又は大規模損壊に対処し得る体制においても技術的能力を維持管理していくために必要な事項を保安規定等において規定する」の記載と保安規定記載は整合している。</p>

3. 保安規定変更に対する設置許可／廃止措置計画記載有無等整理

【福島第二原子力発電所】

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り -:無し)	廃止措置計画記載有無 (○:有り -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り -:無し)	設置許可／廃止措置計画との整合性
第3章 保安管理体制				
第4条 保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	○ (添付書類八, 九)	○	<p>【設置許可】</p> <p>本文十一号(5.5責任, 権限及びコミュニケーション), 添付書類五において, 組織の責任と権限を明確化する旨及び組織は定められた業務所掌に基づき業務を実施する旨記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>なお, 添付書類五, 添付書類八(16.2保安管理体制)に記載の組織は, 設置許可変更当時のものであるが, 保安規定記載は組織の責任と権限, 業務所掌等を明確にした上で, 現組織に合わせて変更していることから整合性は図れている。</p> <p>【廃止措置計画】</p> <p>添付書類八(1. 廃止措置の実施体制), 添付書類九(2. 品質マネジメントシステム)において, 保安規定に保安管理体制を記載すること及び組織の責任と権限を明確化する旨記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。</p>
第5条 保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五)	○ (添付書類八, 九)	○	<p>【設置許可】</p> <p>本文十一号(5.5責任, 権限及びコミュニケーション), 添付書類五において, 組織の責任と権限を明確化する旨及び組織は定められた業務所掌に基づき業務を実施する旨記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>なお, 添付書類五に記載の組織は, 設置許可変更当時のものであるが, 保安規定記載は組織の責任と権限, 業務所掌等を明確にした上で, 現組織に合わせて変更していることから整合性は図れている。</p> <p>【廃止措置計画】</p> <p>添付書類八(1. 廃止措置の実施体制), 添付書類九(2. 品質マネジメントシステム)において, 保安規定に保安管理体制を記載すること及び組織の責任と権限を明確化する旨記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。</p>

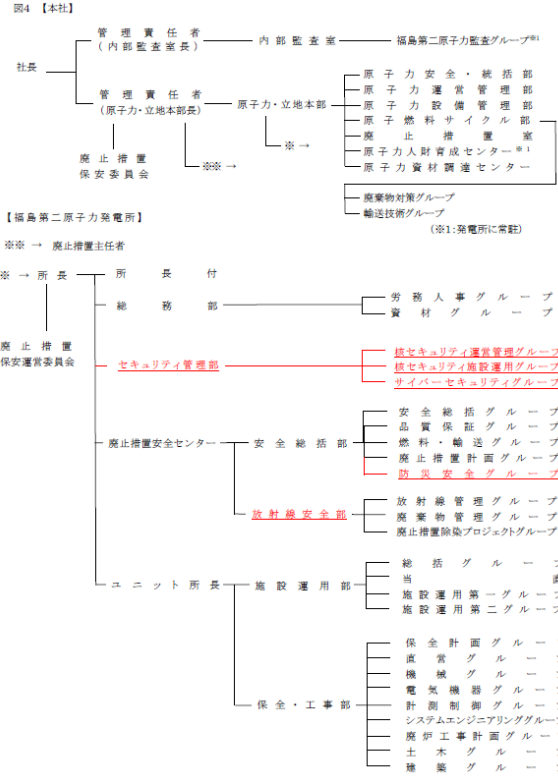
3. 保安規定変更に対する設置許可／廃止措置計画記載有無等整理

【福島第二原子力発電所】

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	廃止措置計画記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可／廃止措置計画との整合性
第7章 放射線管理				
第44条 保全区域	-	○ (添付書類三)	○※	【廃止措置計画】 添付書類三（1.2. 管理区域，保全区域及び周辺監視区域の設定，1.4. 保全区域内の管理）に保全区域に対して立入制限等を行う旨記載されており，保安規定記載はこれに整合している。
第45条 周辺監視区域	○ (本文九号) (添付書類九)	○ (添付書類三)	○※	【設置許可】 本文九号，添付書類九（1.2具体的方法，2.1管理区域及び周辺監視区域の設定，2.3周辺監視区域内の管理）に周辺監視区域に対して立入制限等を行う旨記載されており，保安規定記載はこれに整合している。 【廃止措置計画】 添付書類三（1.1. 放射線管理に関する基本方針・具体的方法，1.2. 管理区域，保全区域及び周辺監視区域の設定，1.5. 周辺監視区域内の管理）に周辺監視区域に対して立入制限等を行う旨記載されており，保安規定記載はこれに整合している。

※用語の適正化及び組織体制の見直しに伴う主語の置き換えのみの変更

【福島第二原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	廃止措置計画記載	設置許可／廃止措置計画との整合性説明
<p>第3章 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p>  <p>【福島第二原子力発電所】</p> <p>※※ → 廃止措置主任者</p> <p>※ → 所長</p> <p>※ → 所長付</p> <p>※ → 廃止措置保安運営委員会</p> <p>※ → 廃止措置安全センター</p> <p>※ → ユニット所長</p>	<p>[本文]</p> <p>十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (中略)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにする。</p> <p>(4) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</p> <p>b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。</p> <p>c) 個別業務の実施状況に関する評価を行う。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p>	<p>[添付書類八]</p> <p>1. 廃止措置の実施体制</p> <p>廃止措置の実施体制については、「原子炉等規制法」第43条の3の24及び「実用炉規則」第92条第3項に基づき、保安規定において保安管理体制を定め、本社及び福島第二原子力発電所の組織における廃止措置の業務に係る各職位とその職務内容を記載し、それぞれの役割分担を明確にするとともに、保安管理上重要な事項を審議するための委員会の設置及び審議事項を規定する。</p> <p>(略)</p> <p>[添付書類九]</p> <p>2. 品質マネジメントシステム (中略)</p> <p>(2) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。 (中略)</p> <p>d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>(略)</p>	<p>【設置許可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本文十一号（5.5責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 <p>【廃止措置計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 添付書類八（1. 廃止措置の実施体制）において、「組織は、保安規定において保安管理体制を定め、組織における廃止措置の業務に係る各職位とその職務内容を記載し、それぞれの役割分担を明確にする」旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 ・ 添付書類九（2. 品質マネジメントシステム）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。

4. 保安規定変更に対する設置許可／廃止措置計画との整合性確認

【福島第二原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	廃止措置計画記載	設置許可／廃止措置計画との整合性説明
<p>第3章 保安管理体制</p>	<p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(略)</p>		

4. 保安規定変更に対する設置許可／廃止措置計画との整合性確認

【福島第二原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	廃止措置計画記載	設置許可／廃止措置計画との整合性説明
<p>第3章 保安管理体制</p>	<p>[添付書類五]</p> <p>1. 設計及び運転等のための組織 (中略) 原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を行っている。 (中略) 運転及び保守のための組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づく福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で明確にしており、この組織において業務を遂行する。 (略)</p> <p>[添付書類八]</p> <p>16.2 保安管理体制 原子力発電の安全確保に係る基本的事項について審議するため、本店組織として原子力発電保安委員会を設ける。 発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、総務部、防災安全部、品質・安全部、技術総括部、ユニット所長、運転管理部、保全部、福島原子力人材開発センターをもって構成する。 さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける。 (略)</p>		<p>【設置許可】</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付書類五における「組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を行う」の記載と保安規定記載は整合している。なお、添付書類五に記載の組織は、設置許可変更当時のものであるが、保安規定記載は組織の責任と権限、業務所掌等を明確にした上で、現組織に合わせて変更していることから整合性は図れている。 <p>【設置許可】</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付書類八（16.2保安管理体制）に記載の組織は、設置許可変更当時のものであるが、保安規定記載は組織の責任と権限、業務所掌等を明確にした上で、現組織に合わせて変更していることから整合性は図れている。

4. 保安規定変更に対する設置許可／廃止措置計画との整合性確認

【福島第二原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	廃止措置計画記載	設置許可／廃止措置計画との整合性説明
<p>第3章 保安管理体制</p> <p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>（中略）</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には廃止措置主任者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(3) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(4) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(5) <u>核セキュリティ運営管理グループは、周辺監視区域及び保安区域の境界の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(6) <u>核セキュリティ施設運用グループは、周辺監視区域及び保安区域の境界の設備の運用に関する業務を行う。</u></p> <p>(7) <u>サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(8) 安全総括グループは、事業者検査、原子力安全及び原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(9) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 燃料・輸送グループは、燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 廃止措置計画グループは、廃止措置の計画及び実施の総括に関する業務を行う。</p> <p>(12) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(13) 放射線管理グループは、放射線管理及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(14) 廃棄物管理グループは、化学管理、放射性廃棄物管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理及び事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 廃止措置除染プロジェクトグループは、汚染状況の調査及び除染の計画策定、管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 総括グループは、原子炉施設の施設運用の総括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(18) 施設運用第一グループは、原子炉施設の運用管理及び作業管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 施設運用第二グループは、原子炉施設の運用管理及び作業管理に関する業務（施設運用第一グループ所管業務を除く。）、並びに原子炉施設の運転に係る業務の支援に関する業務を行う。</p> <p>(20) 保全計画グループは、原子炉施設の施設管理の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(21) 直営グループは、原子炉施設の施設管理（直営）に関する業務を行う。</p>	<p>【本文】</p> <p>十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>（中略）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにする。</p> <p>(4) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</p> <p>b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。</p> <p>c) 個別業務の実施状況に関する評価を行う。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p>	<p>【添付書類八】</p> <p>1. 廃止措置の実施体制</p> <p>廃止措置の実施体制については、「原子炉等規制法」第43条の3の24及び「実用炉規則」第92条第3項に基づき、保安規定において保安管理体制を定め、本社及び福島第二原子力発電所の組織における廃止措置の業務に係る各職位とその職務内容を記載し、それぞれの役割分担を明確にするとともに、保安管理上重要な事項を審議するための委員会の設置及び審議事項を規定する。</p> <p>（略）</p> <p>【添付書類九】</p> <p>2. 品質マネジメントシステム</p> <p>（中略）</p> <p>(2) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>（略）</p>	<p>【設置許可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本文十一号（5.5責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 <p>【廃止措置計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類八（1. 廃止措置の実施体制）において、「組織は、保安規定において保安管理体制を定め、組織における廃止措置の業務に係る各職位とその職務内容を記載し、それぞれの役割分担を明確にする」旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 ・添付書類九（2. 品質マネジメントシステム）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。

【福島第二原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	廃止措置計画記載	設置許可／廃止措置計画との整合性説明
<p>第3章 保安管理体制</p> <p>(2.2) 機械グループは、原子炉施設のうち機械設備（廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。）に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(2.3) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備（廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。）に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(2.4) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備（廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。）に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(2.5) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(2.6) 廃炉工事計画グループは、廃炉工事計画及び安全対策工事・廃棄物処理設備等の工事計画に関する業務を行う。</p> <p>(2.7) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(2.8) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(2.9) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（原子力人材育成センター所長、原子力資材調達センター所長及び廃止措置室長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 廃止措置安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部及び放射線安全部の業務を統括管理する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(略)</p>		

4. 保安規定変更に対する設置許可／廃止措置計画との整合性確認

【福島第二原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	廃止措置計画記載	設置許可／廃止措置計画との整合性説明
<p>第3章 保安管理体制</p>	<p>[添付書類五]</p> <p>1. 設計及び運転等のための組織 (中略) 原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を行っている。 (中略) 運転及び保守のための組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づく福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で明確にしており、この組織において業務を遂行する。 (略)</p>		<p>【設置許可】</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付書類五における「組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を行う」の記載と保安規定記載は整合している。なお、添付書類五に記載の組織は、設置許可変更当時のものであるが、保安規定記載は組織の責任と権限、業務所掌等を明確にした上で、現組織に合わせて変更していることから整合性は図れている。

4. 保安規定変更に対する設置許可／廃止措置計画との整合性確認

【福島第二原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	廃止措置計画記載	設置許可／廃止措置計画との整合性説明
<p>第7章 放射線管理</p> <p>（中略）</p> <p>（保安区域） 第44条 保安区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>2. 核セキュリティ運営管理GMは、保安区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p>	<p>（設置許可記載なし）</p>	<p>〔添付書類三〕</p> <p>1.放射線管理 （中略）</p> <p>1.2. 管理区域，保安区域及び周辺監視区域の設定 （中略）</p> <p>(2) 保安区域 発電用原子炉施設の保安のために特に管理を必要とする区域であって，管理区域以外の区域を保安区域とする。 設定した保安区域は，関係法令に定める措置を講じる。 （中略）</p> <p>1.4. 保安区域内の管理 保安区域は，「実用炉規則」に基づき，標識を設ける等の方法によって明らかに他の場所と区別し，かつ，管理の必要性に応じて人の立入制限，鍵の管理，物品の持出制限等の措置を講じる。 （略）</p>	<p>【廃止措置計画】</p> <p>・添付書類三（1.2. 管理区域，保安区域及び周辺監視区域の設定，1.4. 保安区域内の管理）において，保安区域に対して立入制限等を行う旨記載されており，保安規定記載はこれに整合している。</p>

4. 保安規定変更に対する設置許可／廃止措置計画との整合性確認

【福島第二原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	廃止措置計画記載	設置許可／廃止措置計画との整合性説明
<p>第7章 放射線管理</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第45条 周辺監視区域は、図45に示す区域とする。</p> <p>2. 核セキュリティ運営管理GMは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。</p> <p>(省略)</p>	<p>[本文]</p> <p>九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>(中略)</p> <p>(iv)管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、立入りを制限する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 管理区域及び周辺監視区域の設定</p> <p>(中略)</p> <p>(ii)周辺監視区域</p> <p>外部放射線に係る線量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度が、「線量限度等を定める告示」に定められた値を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 周辺監視区域内の管理</p> <p>周辺監視区域については、「実用炉規則」に基づき、人の居住を禁止し、境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>(略)</p>	<p>[添付書類三]</p> <p>1.放射線管理</p> <p>1.1. 放射線管理に関する基本方針・具体的方法</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、立入りを制限する。</p> <p>(中略)</p> <p>1.2. 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 周辺監視区域</p> <p>外部放射線に係る線量、空气中若しくは水中の放射性物質濃度が、「線量告示」に定められた値を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。実際には管理上の便宜も考慮して第4-2図に示すように敷地境界付近に設定する。</p> <p>設定した周辺監視区域は、関係法令に定める措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>1.5. 周辺監視区域内の管理</p> <p>周辺監視区域については、「実用炉規則」に基づき、人の居住を禁止し、境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>(略)</p>	<p>[設置許可]</p> <p>・本文九号において、周辺監視区域に対して立入制限等を行う旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>[廃止措置計画]</p> <p>・添付書類三（1.1. 放射線管理に関する基本方針・具体的方法、1.2. 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定、1.5. 周辺監視区域内の管理）において、周辺監視区域に対して立入制限等を行う旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

4. 保安規定変更に対する設置許可／廃止措置計画との整合性確認

【福島第二原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	廃止措置計画記載	設置許可／廃止措置計画との整合性説明
<p>第7章 放射線管理</p>	<p>[添付書類九]</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針 (中略)</p> <p>1.2 具体的方法 (中略)</p> <p>(4) 管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、この区域内では人の居住を禁止し、境界に柵又は標識を設ける等の方法によって人の立入りを制限する。 (中略)</p> <p>2. 発電所の放射線管理</p> <p>2.1 管理区域及び周辺監視区域の設定 (中略)</p> <p>2.1.2 周辺監視区域 外部放射線に係る線量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度が、「線量限度等を定める告示」（第3条及び第9条）に定められた値を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。実際には管理上の便宜も考慮して第2.2-9図に示すように敷地境界付近に設定する。 (中略)</p> <p>2.3 周辺監視区域内の管理 「実用炉規則」（第78条）の規定に基づき、周辺監視区域は人の居住を禁止し、境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。 (略)</p>		<p>【設置許可】</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付資料九（1.2具体的方法、2.1管理区域及び周辺監視区域の設定、2.3周辺監視区域内の管理）において、周辺監視区域に対して立入制限等を行う旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。